

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
A01501	医療法人久幸会 理事長 稲庭千弥子	少子・高齢化社会 に対応した介護福 祉士・看護師・准 看護師の専門学 校の設立	<p>1. 設立する介護福祉士・看護師・准看護師の養成校(各種学校)に入学する外国人留学生割合を50%程度とする。</p> <p>・養成校は一般社団で開設し、通信制度も考慮することとし、奨学金制度も積極的に導入することとする。</p> <p>・入学者は、日本人・中国人・ベトナム人・タイ人等を想定している。</p> <p>2. 留学生が准看護師免許を取得後に就労する際の滞在期間を4年以上とし、現行の研修としての業務ではなく就労業務として在留できるようにする。</p> <p>・日本人以外は中学生・高校生から留学し、高校卒業までは秋田県で教育することも考慮する。</p>	<p>・保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定めるもののほか要領</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令別表(「医療」の項下欄第二号)</p>	<p>・保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定めるもののほか、要領に定める。</p>	<p>・看護師・准看護師の養成校(各種学校)に入学する外国人留学生割合を現行10%から50%への引き上げる。</p> <p>・留学生が准看護師免許を取得後に就労する際の滞在期間を4年以上とし、現行の研修としての業務ではなく就労業務として在留できるようにする。</p>	<p>法務省 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>各種学校に係る国の法令において、外国人留学生割合の制限を設けてはおりません。</p> <p>なお、私立の各種学校を設置する際には、所轄庁である都道府県知事の認可を受ける必要があり、都道府県ごとに設置認可基準が設けられています。</p>